

加西市告示第41号

平成30年度労務報酬下限額を定めたので、加西市公契約条例（平成27年加西市条例第2号）第7条第3項の規定に基づき下記のとおり公告する。

平成30年 4月 1日

加西市長 西村 和平

記

1 労務報酬下限額 別紙のとおり

平成30年度 労務報酬下限額

○条例第7条第1項1号関係

No.	職 種	公共工事設計労務単価	労務報酬下限額	No.	職 種	公共工事設計労務単価	労務報酬下限額
1	特殊作業員	18,400	2,070	27	普通船員	19,400	2,180
2	普通作業員	18,200	2,040	28	潜水士	32,600	3,660
3	軽作業員	12,000	1,350	29	潜水連絡員	23,500	2,640
4	造園工	19,100	2,140	30	潜水送気員	22,900	2,570
5	法面工	22,500	2,530	31	山林砂防工	21,600	2,430
6	とび工	22,500	2,530	32	軌道工	33,600	3,780
7	石工	30,200	3,390	33	型わく工	22,100	2,480
8	ブロック工	22,500	2,530	34	大工	20,600	2,310
9	電工	19,200	2,160	35	左官	20,800	2,340
10	鉄筋工	20,800	2,340	36	配管工	18,500	2,080
11	鉄骨工	20,000	2,250	37	はつり工	22,000	2,470
12	塗装工	21,800	2,450	38	防水工	21,800	2,450
13	溶接工	22,900	2,570	39	板金工	20,600	2,310
14	運転手(特殊)	19,000	2,130	40	タイル工	-	-
15	運転手(一般)	16,800	1,890	41	サッシ工	22,100	2,480
16	潜かん工	28,800	3,240	42	屋根ふき工	-	-
17	潜かん世話役	34,000	3,820	43	内装工	22,700	2,550
18	さく岩工	22,600	2,540	44	ガラス工	21,100	2,370
19	トンネル特殊工	28,600	3,210	45	建具工	20,800	2,340
20	トンネル作業員	21,800	2,450	46	ダクト工	19,100	2,140
21	トンネル世話役	32,400	3,640	47	保温工	21,500	2,410
22	橋りょう特殊工	26,800	3,010	48	建築ブロック工	-	-
23	橋りょう塗装工	27,900	3,130	49	設備機械工	22,000	2,470
24	橋りょう世話役	31,100	3,490	50	交通誘導員A	12,500	1,400
25	土木一般世話役	21,400	2,400	51	交通誘導員B	10,400	1,170
26	高級船員	24,400	2,740				

(注) タイル工、屋根ふき工、建築ブロック工については、兵庫県の労務単価が無いため、当該職種に該当する労働者等については、事前に既存職種の労務報酬下限額で合意を得ること。

(注) この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、軽作業等を行う者については、875円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

○業務委託・指定管理協定(条例第7条第1項第2号関係)

労務報酬下限額	875円
---------	------